

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成26年7月10日付けで行った公文書開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成26年6月26日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「別紙記載の警察庁からの通知に基づき警察本部交通部の所属が作成した指示等の文書

別紙

- 1 平成16年1月15日付け警察庁丙規発第1号『きめ細かな駐車規制の実施について』（以下『別紙文書1』という。）
- 2 平成17年5月30日付け警察庁丁交指発第88号『取締り活動ガイドラインの策定及び公表について』（以下『別紙文書2』という。）
- 3 平成18年3月8日付け警察庁丁交指発第26号、規発第21号『自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締り等について』（以下『別紙文書3』という。）
- 4 平成18年11月29日付け警察庁丁規発第76号『駐車場法の一部改正に伴う交通警察の対応について』（以下『別紙文書4』という。）」

- (2) これに対し実施機関は、別紙文書2及び別紙文書3に基づき警察本部交通部の所属が作成した指示等の文書として「駐車監視員活動ガイドラインの策定等による違法駐車対策推進要領（駐対第606号）」（以下「本件対象文書」という。）を特

定し、平成26年7月10日付けで、公文書開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成26年7月29日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成26年10月8日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成26年11月27日に審査請求人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成26年12月19日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成27年1月27日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

別紙文書2及び別紙文書3に係る文書に対する回答がないことから、本件審査請求を行うもの。

#### (2) 審査請求の理由

実施機関は、本件処分を別紙文書2及び別紙文書3に基づき実施機関が作成した指示等の文書に係る開示請求について行ったものと説明している。

しかし、本件処分に係る公文書開示決定通知書には、開示する公文書の名称として「駐車監視員活動ガイドラインの策定等による違法駐車対策推進要領（駐対第606号）」とのみ記載があり、この記載では、広範囲にわたる本件開示請求の内容のうちいずれの部分に対応したものが不明であり、上記開示請求についての応答ではない。

また、本件対象文書は、既に一般公開されている資料であり、このように一般公開されている資料は開示請求によらずに入手できるはずである。かかる資料を対象文書として特定した本件処分は、埼玉県警察の公文書隠しの一環であって条例違反

である。

そもそも別紙文書1から4までの文書を受け付けた文書受付簿が作成されていないのに、なぜ別紙文書2及び別紙文書3に基づいた業務が可能なのか疑問である。

以上のことは、実施機関は別紙文書2及び3に基づき業務を行っておらず、本件対象文書はそもそも存在していなかったことを示すものとする。

#### 4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 原処分について

本件開示請求について、別紙文書2及び別紙文書3に基づいて埼玉県警察本部交通部駐車対策課（当時）において作成した文書として、本件対象文書を特定し、原処分を行ったものである。

##### (2) 本件対象文書について

別紙文書2においては、取締り活動ガイドラインを策定及び公表する際に留意すべき事項として、取締り活動ガイドラインに定める事項、策定手順、見直し及び公表等について定めており、自動二輪車等に関する事項についても定められている。また、その後に発出された別紙文書3においては、別紙文書2に定められている自動二輪車等に関する事項の「自動二輪・原付重点地域」を指定する場合における取締り活動ガイドラインへの記載要領等が定められている。

本件対象文書の趣旨は、「悪質性、危険性又は迷惑性の高い放置車両に重点を指向し、公平性、適正性及び透明性を確保した違法駐車取締り及び関係機関団体等への支援による違法駐車排除対策を推進するため、駐車監視員活動ガイドライン及び違法駐車取締り活動方針の策定並びに公表に関し必要な事項を定めることにより違法駐車対策を推進するものとする。」とされており、別紙文書2及び別紙文書3に定められた事項を実施するために発出された通達と認められたため、本件開示請求に該当する文書として本件対象文書を特定したものである。なお、本件対象文書において自動二輪車等に関する事項も定められており、本件対象文書以外に改めて

文書は発出していないことから、本件対象文書以外には、本件開示請求に該当する文書はなかったものである。

実施機関は、上記に記載した判断を経て、原処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件審査請求について

本件処分は、実施機関が別紙文書2及び別紙文書3に基づき警察本部交通部の所属が作成した指示等の文書として「駐車監視員活動ガイドラインの策定等による違法駐車対策推進要領（駐対第606号）」を本件対象文書として特定し、開示決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書は別紙文書2及び別紙文書3に基づき作成された文書ではないとして審査請求をした。

### (2) 本件対象文書の特定の経緯について

諮問庁の説明によると、本件対象文書の特定の経緯は次のとおりである。

別紙文書2は、警察庁が発出した「平成17年5月30日付け警察庁丁交指発第88号『取締り活動ガイドラインの策定及び公表について』」であり、「駐車監視員活動ガイドライン」を策定及び公表する際に留意すべき事項として、取締り活動ガイドラインに定める事項、策定手順、見直し及び公表等について定められている。

別紙文書3は、警察庁が発出した「平成18年3月8日付け警察庁丁交指発第26号、規発第21号『自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締り等について』」であり、別紙文書2に定められている自動二輪車等に関する事項の「自動二輪・原付重点地域」を指定する場合における取締り活動ガイドラインへの記載要領等が定められている。

本件対象文書の「第1趣旨」には、「駐車監視員活動ガイドライン及び違法駐車取締り活動方針の策定並びに公表に関し必要な事項を定めることにより違法駐車

対策を推進するもの」と記載されている。また、本件対象文書には別紙文書2及び別紙文書3に定められた事項と同様の記載が多数あり、本件対象文書は別紙文書2及び別紙文書3に定められた事項を実施するために発出された通達であることから、本件開示請求に該当する文書として本件対象文書を特定したものである。

なお、本件対象文書において自動二輪車等に関する事項も定められており、本件対象文書以外に改めて文書は発出していないことから、本件対象文書以外には、本件開示請求に該当する文書はないと判断したとのことであつた。

そこで、当審査会では、上記の経緯を踏まえ本件処分における本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

(3) 本件対象文書の特定の妥当性について

ア 別紙文書2と本件対象文書との関係

別紙文書2は、「第1 確認事務を委託する警察署におけるガイドライン」において「駐車監視員活動ガイドライン」の策定及び公表について定められており、「1 ガイドラインに定める事項」、「2 策定手順」、「3 見直し」、「4 公表」、「5 策定・公表の時期」及び「6 放置車両確認機関に対する指導教養の徹底」の6項目が定められている。

また、「第2 確認事務を委託しない警察署におけるガイドライン」において、「違法駐車取締り活動方針」の策定及び公表について定めている。

本件対象文書を確認すると、「第2 駐車監視員活動ガイドライン及び違法駐車取締り活動方針の策定並びに公表」の「1 駐車監視員活動ガイドライン」において「駐車監視員活動ガイドライン」の策定及び公表について、また、「2 違法駐車取締り活動方針」において「違法駐車取締り活動方針」の策定及び公表について定められていることが認められる。

また、内容について個別に確認すると、次のとおりである。

第2の1の「(1) ガイドラインの策定」、「(3) 交通指導課長による指導、調整」及び「(4) ガイドラインの決定」は、別紙文書2の第1の「2 策定手

順」と同様の内容と認められる。

第2の1の「(2) ガイドラインに定める事項」は、別紙文書2の第1の「1 ガイドラインに定める事項」と同様の内容と認められる。

第2の1の「(5) ガイドラインの公表」は、別紙文書2の第1の「4 公表」と同様の内容と認められる。

第2の「2 違法駐車取締り活動方針」は、別紙文書2の「第2 確認事務を委託しない警察署におけるガイドライン」と同様の内容と認められる。

第2の3の「(1) 定期的な見直し」は、別紙文書2の第1の「3 見直し」と同様の内容と認められる。

以上のことから、本件対象文書は「駐車監視員活動ガイドライン」の策定及び公表等についての文書であり、別紙文書2と同様の内容が記載されていることから、本件対象文書は別紙文書2に基づいて作成された文書であると認められる。

#### イ 別紙文書3と本件対象文書との関係

別紙文書3は、自動二輪車等の放置駐車違反の取締り等を積極的に推進することを目的として、「1 基本方針」、「2 取締り活動ガイドラインとの関係」、「3 事前広報等」、「4 自動二輪車等の駐車環境の整備」の4項目が定められている。

別紙文書3の「2 取締り活動ガイドラインとの関係」の部分は、別紙文書2において取締り活動ガイドラインに「自動二輪・原付重点地域」を指定することができることとされたことを踏まえた上で、自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締りを積極的に推進する地域が取締り活動ガイドラインの策定に係る地域内にある場合は当該地域を「自動二輪・原付重点地域」に指定することとするなど、自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締りと取締り活動ガイドラインとの関係を記載したものである。一方、本件対象文書の第2の1の(2)の「イ 重点路線及び重点地域」に駐車監視員活動ガイドラインにおける自動二輪車等の違法駐車についての記載があり、この記載については、別紙文書2の第1の1の「(4)

自動二輪車等に関する事項」と同様の内容と認められる。よって、本件対象文書と別紙文書3の「2 取締り活動ガイドラインとの関係」の部分については関連があると認められる。

本件対象文書の第3の「2 駐車場所の提供協力等の依頼」には、駐車場を有する公共施設、金融機関等の管理者に対して駐車場所の提供協力等の依頼について記載されており、別紙文書3の「4 自動二輪車等の駐車環境の整備」の趣旨を実施機関が埼玉県の実情に応じた方策として記載したものと認められる。そして、「2 駐車場所の提供協力等の依頼」については、同趣旨の内容が別紙文書2には記載がないことから、別紙文書3の「4 自動二輪車等の駐車環境の整備」を基にして自動二輪車等を含む車両の違法駐車対策の推進を目的として記述されたものと認められる。

また、本件対象文書の第3の「3 違法駐車排除に関する広報の実施」には、違法駐車排除対策に関することを積極的に広報する旨が記載されており、別紙文書3の「3 事前広報等」の趣旨を実施機関が埼玉県の実情に応じた方策として記載したものと認められる。そして、「3 違法駐車排除に関する広報の実施」については、同趣旨の内容が別紙文書2には記載がないことから、別紙文書3の「3 事前広報等」を基にして自動二輪車等を含む車両の違法駐車対策の推進を目的として記述されたものと認められる。

よって、本件対象文書と別紙文書3は関連する内容があり、本件対象文書には別紙文書3を基にした記載があると判断される部分があることから、本件対象文書は別紙文書3に基づいて作成された文書であると認められる。

#### ウ 本件対象文書の特定の妥当性

以上より、本件対象文書は、別紙文書2及び別紙文書3に基づき作成された文書と認められることから、本件対象文書を特定して開示決定した実施機関の判断は妥当である。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、野村武司、山本未来

審議の経過

年 月 日	内 容
平成26年10月 8日	諮問を受ける(諮問第259号)
平成26年10月 8日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成26年11月21日	審議(第二部会第101回審査会)
平成26年11月27日	審査請求人から意見書を受理
平成26年12月19日	諮問庁から意見聴取及び審議(第二部会第102回審査会)
平成27年 1月27日	審査請求人の意見陳述聴取及び審議(第二部会第103回審査会)
平成27年 2月19日	審議(第二部会第104回審査会)
平成27年 3月13日	審議(第二部会第105回審査会)
平成27年 3月31日	答申